

四日市市消防本部訓令第6号

四日市市救助業務実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年10月25日

四日市市消防長 坂倉 啓史

四日市市救助業務実施規程の一部を改正する規程

四日市市救助業務実施規程（平成4年消防本部訓令第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 消防救助隊（第3条—第10条）</p> <p>第3章 救助活動（第11条—第13条）</p> <p>第4章 雑則（第14条・第15条）</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) （略）</p> <p>(3) 消防救助隊 高度救助隊、<u>特別救助隊</u>及び水難救助隊の総称をいう。</p> <p>(4) （略）</p> <p>(5) <u>特別救助隊</u> 救助器具及び当該救助器具を積載することができる救助工作車その他の消防用自動車（以下「救助工作車等」という。）と人命の救助に関する専門的な教育を受けた</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・第2条）</p> <p>第2章 消防救助隊（第3条—第10条）</p> <p>第3章 救助活動（第11条—第15条）</p> <p>第4章 雑則（第16条—第18条）</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) （略）</p> <p>(3) 消防救助隊 高度救助隊、救助隊及び水難救助隊の総称をいう</p> <p>(4) （略）</p> <p>(5) ____救助隊 救助器具及び当該救助器具を積載することができる救助工作車その他の消防用自動車（以下「救助工作車等」という。）と人命の救助に関する専門的な教育を受けた</p>

所要の隊員をもって編成し、救助活動及び消火活動を併せて行うことを任務とする隊をいう。

(6)から(8)まで (略)

(消防救助隊の配置)

第3条 高度救助隊は、中消防署に配置し、特別救助隊は、北消防署及び南消防署に配置するものとする。

(消防救助隊の隊員 \_\_\_\_\_)

第5条 高度救助隊の隊員及び特別救助隊の隊員 (以下「高度救助隊員等」という。) は、次の各号に掲げる者のうちから \_\_\_\_\_、消防署長 (以下「署長」という。) が選任するものとする。ただし、業務の都合上編成が不可能なときは、隊員の一部について、各号に該当する者以外の者を選任することができる。

(1) 消防大学校における教育訓練のうち、専科教育救助科を修了した者

(2) 消防大学校における教育訓練のうち、

所要の隊員をもって編成し、救助活動及び消火活動を併せて行うことを任務とする隊をいう。

(6)から(8)まで (略)

(消防救助隊の配置)

第3条 高度救助隊は、中消防署に配置し、救助隊は、その他の消防署に配置するものとする。

(消防救助隊員及び隊長)

第5条 消防救助隊員 (以下「隊員」という。) は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める者をもって充てるものとし、消防署長 (以下「署長」という。) が選任するものとする。ただし、業務の都合上編成が不可能なときは、隊員の一部について、各号に該当する者以外の者を選任することができる。

(1) 救助隊の隊員 次のアからウのいずれかに該当する者

ア 消防大学校において救助科を修了した者

イ 消防学校の教育訓練の基準(平成15年消防庁告示第3号)に規定する消防学校において救助科救助課程を修了した者

ウ 救助活動に関し、ア、イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると署長が認定した者

(2) 高度救助隊の隊員 次のアからオ

ち、緊急消防援助隊教育科を修了した者

のいずれかに該当する者

ア 消防大学校における教育訓練のうち、専科教育救助科（平成18年度以降に実施されたものに限る）を受講した者

イ 消防大学校における教育訓練のうち、緊急消防援助隊教育科高度救助コースを受講した者

ウ 消防大学校における教育訓練のうち、緊急消防援助隊教育科NBC・特別高度救助コースを受講した者

エ 消防学校が救助隊の隊員に対して実施する、高度救助用器具の取扱等の追加教育訓練を受講した者

オ 高度救助隊の隊員が実施する、ア、イ、ウ、エと同等の教育訓練として消防長が認めるものを受講した者

(3) 消防学校における教育訓練のうち、救助科救助課程を修了した者

(4) 救助活動に関し、前号に掲げる者と同等以上の知識及び技術を有する者として署長が認めた者

2 高度救助隊員等に選任された者は、別に定める教育訓練を受講するものとする。

3 水難救助隊の隊員については、別に定める。

2 隊員のうち1人は救助隊長（以下「隊長」という。）とし、消防士長以上の階級を有する者の中から署長が選任するものとする。

3 水難救助隊の隊長及び隊員については、別に定める。

(消防救助隊の隊員等の任命等)

第5条の2 消防長は、消防司令補以上の階級を有する者の中から高度救助隊の担当者（以下「高度救助担当」という。）を任命するものとする。

2 署長は、高度救助担当の中から高度救助隊の隊長を選任するものとする。

3 署長は、消防士長以上の階級を有する特別救助隊の隊員の中から特別救助隊の隊長を選任するものとする。

4 前項の規定にかかわらず特別救助隊の隊長が不在の時は、あらかじめ署長が指名した者がその職務を代行するものとする。

5 水難救助隊の隊長については、別に定める。

(消防救助隊の隊員の任務)

第7条 消防救助隊の隊長は、上司の指揮監督を受け、消防救助隊の隊務を統括する。

2 消防救助隊の隊員は、消防救助隊の隊長の指揮監督に従うとともに、相互に連携し、消防救助隊の隊務に従事する。

(消防救助隊の隊員の心得)

第8条 消防救助隊の隊員は、次の各号に定める事項を遵守し、救助活動を実施するものとする。

(消防救助隊\_\_の服装)

(\_\_\_\_\_隊員の任務)

第7条 \_\_\_\_\_隊長は、上司の指揮監督を受け、消防救助隊の隊務を統括する。

2 \_\_\_\_\_隊員は、\_\_\_\_\_隊長の指揮監督に従うとともに、相互に連携し、消防救助隊の隊務に従事する。

(\_\_\_\_\_隊員の心得)

第8条 \_\_\_\_\_隊員は、次の各号に定める事項を遵守し、救助活動を実施するものとする。

(\_\_\_\_\_隊員の服装)

第9条 高度救助隊員等は、 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 四日市市消防吏員服制規則  
(昭和28年四日市市規則第6号以下  
「規則」という。)に規定する救助服を  
着用するものとし、救助活動に従事する  
ときは、安全確保のため必要な身体保護  
具等を着用するものとする。ただし、署  
長が認める場合はこの限りでない。

2 (略)

(救助器具)

第10条 (略)

2 消防救助隊の隊員は、前項の救助器具  
について、次の各号に定める区分に従  
い、点検を実施し、その機能保持に努め  
るものとする。ただし、水難救助隊の使  
用する救助器具の点検については、別に  
定める。

別表第1 (第10条関係)

救助活動に必要な器具

分類	品名	性能等
一般救 助用器 具	かぎ付はしご	
	三連はしご	
	金属製折りた たみはしご 又はワイヤは しご	

第9条 \_\_\_\_\_ 隊員は、救助活動に  
従事するときは四日市市消防吏員服制  
規則 (昭和28年四日市市規則第6号。  
以下「規則」という。)に規定する防火  
衣を着用し、身体保護のため規則に規定  
するヘルメット又は防火帽を用いるも  
のとする。 \_\_\_\_\_ ただし、署  
長が認める場合はこの限りでない。

2 高度救助隊の隊員は、規則に規定する  
救助服を着用するものとする。ただし、  
署長が認める場合はこの限りでない。

3 (略)

(救助器具)

第10条 (略)

2 \_\_\_\_\_ 隊員は、前項の救助器具  
について、次の各号に定める区分に従  
い、点検を実施し、その機能保持に努め  
るものとする。ただし、水難救助隊の使  
用する救助器具の点検については、別に  
定める。

別表第1 (第10条関係)

救助活動に必要な器具

分類	品名	性能等
一般救 助用器 具	かぎ付はしご	
	三連はしご	
	金属製折りた たみはしご 又はワイヤは しご	

	空気式救助マ ット	
	救命索発射銃	到達距離 60 メートル以上
	サバイバース リング又は救 助用縛帯	
	平坦架	吊り上（下） げ可能なもの
	ロープ	1巻200メ ートルを適宜 切断
	カラビナ	
	滑車	
重量物 排除用 器具	油圧ジャッキ	揚力100キ ロニュートン 以上
	油圧スプレッ ダー	展開力10キ ロニュートン 以上
	可搬式ウィン チ	牽引能力15 キロニュート ン以上
	ワイヤロープ	
	マンホール救 助器具	
	救助用簡易起 重機※	常用荷重0. 2トン以上
切断用 器具	油圧切断機	中心開口部切 断力50キロ ニュートン以

	空気式救助マ ット	
	救命索発射銃	到達距離 60 メートル以上
	サバイバース リング又は救 助用縛帯	
	平坦架	吊り上（下） げ可能なもの
	ロープ	1巻200メ ートルを適宜 切断
	カラビナ	
	滑車	
重量物 排除用 器具	油圧ジャッキ	揚力100キ ロニュートン 以上
	油圧スプレッ ダー	展開力10キ ロニュートン 以上
	可搬式ウィン チ	牽引能力15 キロニュート ン以上
	ワイヤロープ	
	マンホール救 助器具	
	救助用簡易起 重機※	常用荷重0. 2トン以上
切断用 器具	油圧切断機	中心開口部切 断力50キロ ニュートン以

		上
	エンジンカッター	金属、非金属 切断可能なもの
	ガス溶断器	
	チェーンソー	
	鉄線カッター	
破壊用器具	万能斧	
	ハンマー	
	携帯用コンクリート破壊器具	
検知・測定用器具	生物剤検知器 ※	
	化学剤検知器 可燃性ガス測定器	
	有毒ガス測定器※※	
	酸素濃度測定器※※	
	放射線測定器 ※※	
呼吸保護用器具	空気呼吸器 (予備ボンベを含む。)	<u>予備ボンベは5本とする。</u>
	空気補充用ボンベ※	
隊員保護用器具	革手袋	
	耐電手袋	7,000ボルト電路で使

		上
	エンジンカッター	金属、非金属 切断可能なもの
	ガス溶断器	
	チェーンソー	
	鉄線カッター	
破壊用器具	万能斧	
	ハンマー	
	携帯用コンクリート破壊器具	
検知・測定用器具	生物剤検知器 ※	
	_____	
	可燃性ガス測定器	
	有毒ガス測定器※※	
	酸素濃度測定器※※	
	放射線測定器 ※※	
呼吸保護用器具	空気呼吸器 (予備ボンベを含む。)	_____
	空気補充用ボンベ※	
隊員保護用器具	革手袋	
	耐電手袋	7,000ボルト電路で使

		用可能なもの
	安全帯	
	防塵メガネ	
	携帯警報器	
	防毒マスク	
	化学防護服 (陽圧式化学 防護服を除 く。) ※※	
	陽圧式化学 防護服 ※※	
	耐熱服 ※	
	放射線防護 服(個人用線 量計を含 む。) ※※	個人用線量計 は、フィルム バッジで代替 することがで きる。
検索用 器具	簡易画像探 索機 ※※	
除染用 器具	除染シャワ ー ※※	
	除染剤散布 器 ※※	
山岳救 助用器 具 ※	登山器具一 式 ※	
	バスケット 担架 ※	
その他 の救助 用器具	投光器一式	発電機は30 0ワット/1 00ボルト以 上のもの

		用可能なもの
	安全帯	
	防塵メガネ	
	携帯警報器	
	防毒マスク	
	化学防護服 (陽圧式化学 防護服を除 く。) ※※	
	陽圧式化学防 護服 ※※	
	耐熱服 ※	
	放射線防護服 (個人用線量 計を含む。) ※※	個人用線量計 は、フィルム バッジで代替 することがで きる。
検索用 器具	簡易画像探索 機 ※※	
除染用 器具	除染シャワー ※※	
	除染剤散布器 ※※	
山岳救 助用器 具 ※	登山器具一式 ※	
	バスケット担 架 ※	
その他 の救助 用器具	投光器一式	発電機は30 0ワット/1 00ボルト以 上のもの



携帯投光器	
携帯拡声器	
携帯無線機	
応急処置用 セット	
車両移動器 具※	耐荷重2トン 以上
その他の携 帯救助工具	

備考

- ※印のものは、必要に応じて備えるものとする。
- ※※印のものは、救助隊については、必要に応じて備えるものとする。
- 数量については、隊員の数及び活動に必要な数量を備えるものとする。
- 表中の救助器具については、はん用器具によることができ、また、同種の機能を有する器具により代替することができるものとする。

別表第2（第10条関係）

救助活動に必要な器具

分類	品名	性能等
重量物 排除用 器具	マット型空気 ジャッキ式	
	大型油圧スプ レッター	展開力30キ ロニュートン

携帯投光器	
携帯拡声器	
携帯無線機	
応急処置用セ ット	
車両移動器具 ※	耐荷重2トン 以上
その他の携帯 救助工具	

備考

- ※印のものは、必要に応じて備えるものとする。
- ※※印のものは、救助隊については、必要に応じて備えるものとする。
- 数量については、隊員の数及び活動に必要な数量を備えるものとする。
- 表中の救助器具については、はん用器具によることができ、また、同種の機能を有する器具により代替することができるものとする。

別表第2（第10条関係）

救助活動に必要な器具

分類	品名	性能等
重量物 排除用 器具	マット型空気 ジャッキ式	
	大型油圧スプ レッター	展開力30キ ロニュートン

		以上
	救助用支柱器具※	
	チェーンブロッック※	定格荷重1トン以上
切断用器具	空気鋸	
	大型油圧切断機	中心開口部切断力60キロニュートン以上
	空気切断機	
	コンクリート・鉄筋切断用チェーンソー※	
破壊用器具	削岩機	
	ハンマドリル	
呼吸保護用器具	酸素呼吸器 (予備ボンベを含む。)	予備ボンベは5本とする。
	簡易呼吸器	
	防塵マスク	
	送排風機	
	エアラインマスク※	
隊員保護用器具	耐電衣	7,000ボルト電路で使用可能なもの
	耐電ズボン	
	耐電長靴	
	特殊ヘルメット※	
その他	緩降機	

		以上
	救助用支柱器具※	
	チェーンブロッック※	定格荷重1トン以上
切断用器具	空気鋸	
	大型油圧切断機	中心開口部切断力60キロニュートン以上
	空気切断機	
	コンクリート・鉄筋切断用チェーンソー※	
破壊用器具	削岩機	
	ハンマドリル	
呼吸保護用器具	酸素呼吸器 (予備ボンベを含む。)	_____
	簡易呼吸器	_____
	防塵マスク	
	送排風機	
	エアラインマスク※	
隊員保護用器具	耐電衣	7,000ボルト電路で使用可能なもの
	耐電ズボン	
	耐電長靴	
	特殊ヘルメット※	
その他	緩降機	

の救助 用器具	ロープ登降機	
	救助用降下機 ※	
	発電機	1. 2キロワ ット／100 ボルト以上の もの

備考

- ※印のものは、必要に応じて備えるものとする。
- 表中の救助器具については、はん用器具によることができ、また、同種の機能を有する器具により代替することができるものとする。
- 数量については、隊員の数及び活動に必要な数量を備えるものとする。

別表第3（第10条関係）

分類	品名	性能等
高度救 助用器 具	画像探索機	
	地中音響探知 機	
	熱画像直視装 置	
	夜間用暗視装 置	
	地震警報器	
	電磁波探査装 置※	

の救助 用器具	ロープ登降機	
	救助用降下機 ※	
	発電機	1. 2キロワ ット／100 ボルト以上の もの

備考

- ※印のものは、必要に応じて備えるものとする。
- 表中の救助器具については、はん用器具によることができ、また、同種の機能を有する器具により代替することができるものとする。
- 数量については、隊員の数及び活動に必要な数量を備えるものとする。

別表第3（第10条関係）

分類	品名	性能等
高度救 助用器 具	画像探索機	
	地中音響探知 機	
	熱画像直視装 置	
	夜間用暗視装 置	
	地震警報器	
	電磁波探査装 置※	

	二酸化炭素探 査装置※  <u>水中探査装置</u> ※  <u>検知型遠隔探</u> <u>査装置※</u>			二酸化炭素探 査装置※  <hr/> <hr/> <hr/>	
備考 1 ※印のものは、必要に応じて備えるものとする。 2 表中の救助器具については、はん用器具によることができ、また、同種の機能を有する器具により代替することができるものとする。			備考 1 ※印のものは、必要に応じて備えるものとする。 2 表中の救助器具については、はん用器具によることができ、また、同種の機能を有する器具により代替することができるものとする。		

附 則

この規程は、平成30年11月1日から施行する。